

「対話と実行」座談会 グループ・団体との座談会 第6回 「障害者団体」(H21.11.5)の概要

(1) 開会

司会： 障害者団体の皆様と知事との「対話と実行」座談会を開催させていただきます。皆さまとの意見交換に先立ち、知事から開会のご挨拶と本日のテーマである「障害者が生き生きと暮らせる地域づくり」という観点で高知県における障害福祉の現状や課題、取り組みなどについてお話させていただきます。

(2) 知事のあいさつ

本日は「対話と実行」座談会にご参加を賜り、誠にありがとうございます。

この「対話と実行」座談会は、いろいろな政策課題について、いろいろな方から対話を通じて現状を教えていただき、また多くの皆様のご意見を参考にしながら施策を作っていく、作った施策は速やかに実行していくための「対話と実行」です。この活動は、昨年1年間は県内全部の市町村で36回開催させていただきました。今年は特にテーマを絞ってより突っ込んだ議論や、高校生の皆さんとの議論をさせていただいています。

最近の障害者福祉制度の動向、障害者自立支援法についてはいろいろなご批判がありました。例えば応益負担から応能負担へ見直すべきではないのかという議論もあり、改正案が国会に提出されましたが、残念ながら一度も議論されないまま廃案で終わっています。

これから新政権において、新しい障害者福祉のあり方の議論が行われようとしています。私も高知県として対応できることを速やかにやっていかなければなりません。ただ、国統一の制度として国で対応しなければならないことは、我々も声を大にして訴えなければいけません。本日皆様方からご意見をうかがい、県の施策に反映していく点、国に対する政策提言活動に出す点を勉強させていただきたいと思います。

「障害者が生き生きと暮らせる地域づくり～ともにかがやき、ともに暮らす～」社会を目指して、今取り組みを進めています。

まず、本県における障害者福祉サービスの現状についてです。中山間地域が全体の92%を占める高知県においては、障害者福祉サービスも全国統一のやり方とは状況が異なることがいくつかあります。第一に、ニーズは多種多様ですが、残念ながら住んでおられる方の人数が少ない。多種多様かつ小ロットのニーズが高知県の中山間地域の現状です。

今、国のいろいろなサービスの制度は、サービスごとに縦割りで基準が作られている状況です。しかし、サービスを細切れにして縦割りにしてしまうと、人口が少ないので利用者が少なく報酬が見込めない。結果としてサービス提供事業が成り立たない、身近な地域でサービスが受けられない、域外の施設等を利用しないといけないという問題がたくさん起こってきています。根本の問題は、中山間地域の実態とかけ離れた全国一律の人員配置、最低定員基準、施設で行われている結果として、本県では実態に沿っていない部分があると考えています。この結果、高知県内34市町村のうち障害者施設が1カ所以下の町村が17町村あり、都会で成り立つような基準ではとても成り立っていない状況だと思っています。

そこで、中山間地域における障害福祉サービス確保に向けた対応として、国に対する政策提言を活発にやってきました。昨年は厚生労働大臣や事務次官に会いまして、フォーラムなどで「利用者が少なくても運営可能な施設運営費や送迎費用が確保できるような制度とすべきだ」と訴えてきました。そしてもう一つ、施設の職員配置、最低定員などの施設基準をできるだけ緩和して、中山間地域に合った形で実施できるようにすべきであると提案してきました。近年基準が二つ改訂されました。一つは、平成21年4月に報酬の改訂が行われ、中山間地域等における小規模事業所によるサービス提供について、報酬単価が大幅に引き上げられました。もう一つは、21年7月に施設基準の改正が行われました。多種多様かつ小ロットのニーズに応える方向での改正です。改正前後を比べると、例えば最低定員基準も10人と緩和されました。また、従来の施設基準は就労継続支援、生活介護、児童デイのそれぞれに最低定員が定められていましたが、今回は事業ごとの最低定員基準がない形での施設運営に対して認定し、補助をする形が出来上がりました。この二つの改訂は大きな前進だと思います。しかし、残念ながらこのままでは報酬ライン等が採算ラインに充分に乗っているとは言えないところがあると思います。これは国ではなく、県と市町村が単独で対応していこうと、中山間地域において新たに送迎付きの障害福祉サービスを行う事業所に対して運営費の一部を補助する制度を実施しています。これに加えて採算ラインに乗らない部分の補助をする制度を取り、中山間地域において少しでも自立的に施設が運営できるようにと取り組みを進めています。この事業イメージは、中山間地域で本体事業所の人的及び作業面での支援を受けられる小規模拠点事業所を選んでいただき、ここが自宅との送迎サービスを行いながら様々な障害福祉サービスを行っていく、こういう事業所に対して運営費補助を行っていく、遊休の社会的資源をできるだけ活用して小規模拠点事業所を作っていただくとしています。取り組み事例としては、今年7月大豊町に就労継続支援事業所が1カ所開設されました。今9名に利用登録いただいている状況です。

中山間地域に合った社会福祉の障害者サービスの提供を進めていきたいと考えているわけですが、さらに一歩進んだ対応が必要ではないかと思っています。高齢者サービス、子育て支援、若者、障害者の皆様へのサポートが1カ所で全部できるような拠点を作れないか、小規模ですが多機能な施設を作れないか、それぞれのサービスを一緒にしているので利用者数もある程度集まり、全体として運営が成り立つのではないかと「あったかふれあいセンター」を作ろうと考えています。「あったかふれあいセンター」は、平成21年度に30カ所、平成22年度以降は26市町村33カ所で実施していこうと予定しています。

「あったかふれあいセンター」の取り組み例として、四万十町大正では障害者の地域活動支援センターに併設する形で新たな提供サービスとして就労支援、生活訓練、移動・外出支援、ボランティア研修、入浴サービス、さらにお子さんの預かりをこの1カ所のセンターで実施しようとしています。近くには小学校もあり、高齢者の皆様方と共に子どもたちが一緒に遊んでいます。また、沖ノ島で10月から1カ所で託児所機能、宅老所機能、障害者支援機能、雇用の創出、就労支援機能をやっていこうとしています。沖ノ島の新生児は3、4人と少なく、保育園も閉鎖をしている状況でした。しかし、「あったかふれあいセンター」を開設することで、ここを保育園としても活用できることになりました。また、香南市では高齢者のデイサービスセンターに併設する形で子育て支援、子どもの預かり機能を拡充していく例

があります。中山間地域では、当初予定していたよりも非常にニーズが高かったので、今後ともこういう取り組みを県内全体に広めたいと考えています。

最後に、発達障害児の方、発達障害者の皆様への支援についてです。発達障害は、自閉症や注意欠陥多動性障害、学習障害などで、通常、低年齢で症状が発現するもので、文部科学省の調査によると小中学校児童・生徒の約6%に何らかの発達障害の可能性があるということです。これはかなりの課題があると言わざるを得ないと思っています。一つには、この発達障害の問題に専門的に関われる人材が不足しています。また、支援方法が確立されていない、障害特性が分かりにくい結果として、理解が進んでいない問題もあります。早期発見・早期療育のシステムづくりが必要で、支援方法の確立、専門的な人材の育成が急務です。療育福祉センターの精神科の受診者数は、平成11年度と平成20年度を比べると3倍に増えています。今、本県では、療育福祉センターでの取り組みを強化していくべく努力をしています。発達支援部を設け、精神科医、ソーシャルワーカー、心理判定員、保育士、教員、恐らく他県に比べても相当充実した態勢を敷いて、この問題に取り組もうとしています。早期発見・早期療育のシステムづくり、例えば乳幼児健診時のチェックリストを作成することにより早期発見をしていく、また教材DVDなどを作成して多くの皆さんに見ていただき、できるだけ早く発見したい、たくさんの方々に対する相談支援等を行う中で、支援方法を確立したいと考えています。

今後の取り組みとしては、検診に従事する小児科医や市町村保健師等への研修の実施、さらに地域における支援体制の充実を図り、できるだけ身近な地域で対応できる対応策を講じていきたいと考えています。

障害者の皆様方が地域で暮らすことのできる社会の構築に向けて、大きく二つの取り組みを進めています。一つは、働く場の確保です。残念ながら法定雇用率達成企業は全体の半数にとどまっています。また特別支援学校卒業生のうち就職ができた生徒さんは4人に1人という状況です。県庁では、できるだけ職員自らが会社に足を運んで、就業機会を確保すべく努力しています。平成20年に訪問させていただいた企業数は約430カ所です。A型事業所の設立促進に向けて定員215名、職場実習先の確保138人枠の確保ができた状況です。経済状況が厳しい中で、特に障害者の皆様方の離職が非常に増えています。もっと努力が必要な課題だと思っています。そしてもう一つ、工賃アップを図っていくことも重要だと思います。

「高知県工賃倍増5か年計画」を作り、より売れる商品作りをするために施設へ経営コンサルタントを派遣させていただき、例えば「こういうことをされてはどうでしょうか」と具体的にコンサルしていただく取り組みとともに、施設の製品等のPRと受注の仲介、共同受注の仕組みづくり、公共団体からの優先的発注の促進などの取り組みをしています。障害者基礎年金と合わせて生活できる態勢を実現していくことができないか、障害者の皆様方一人ひとりの能力を生かし、かつ経済的自立支援が達成できるような社会を目指して汗をかかなければならないと思っています。平成19年に就労支援チームを県の中に設置しました。3名で発足しましたが、現在7名まで拡大をしています。引続きこの就労支援チームの取り組みを充実させていきたいと考えています。

(3) 団体の代表者等から説明

① NPO法人 要約筆記 高知・やまもも

Aさん：聴覚障害者の第一言語は手話とされています。ところが、手話が通じない、あるいは通じにくい聴覚障害者の存在があります。中途失聴者・難聴者といわれる方々は手話を第一言語とせず、それまで使って生活してこられた日本語を第一言語とします。要約筆記はそういう方々のために文字でその場の情報をその場で伝えきる同時性のある文字通訳とされています。要約筆記の種類には、手書き要約筆記とパソコン要約筆記があります。利用者が多人数の場合はスクリーンに文字を上げて見ていただきます。そして、利用者が1人または2人の場合は、利用者の横で紙に文字を書いて見ていただきます。これをノートテイクといいます。この方法を利用者の人数により使い分けます。人の話す速さは1分間に400字から700字あまりとされています。それに対して、書く速さは20%です。こうしたことから、聴覚障害者・難聴者の方々に情報保障するには要約が必要となります。私たち要約筆記者の目的は、難聴者・中途失聴者の方々が社会に出て健聴者と同じように行動するための支援です。最終目標は、そういう支援を通してお互いに誰もが支え合い、助け合う社会を目指しています。

次に、派遣現場での体験の話をしていきます。ある講演会に要約筆記の派遣で行った時、講演が終わり拍手がもう鳴り止むときに、1人の高齢の男性が立ち上がり大きな声で「今日の講演は本当に良かったと思う。だけど、わしが一番えいと思うのはあれじゃ。」とおっしゃいました。「あれ」の方向を見たら、要約筆記のスクリーンがあったわけです。その時私は嬉しく、そして驚きました。最近、講演が終わった後に私たちが荷物を片付けていると、わざわざ私たちのところに帰りに立ち寄って、「今日の話はおかげでよう分かった、ありがとう。」と一言くださる方がそれほど珍しくなくなってきたことに気がつきました。本来、要約筆記は中途失聴者・難聴者の方々の支援を目的に生まれたものです。ところが、気がついたら手帳をお持ちでない普通の方々から、「良かった」、「便利だ」という声を聞くことが増えたことは、要約筆記が一つの枠を超えて利用されているのかもしれないというのが私の感想です。要約筆記が自分たちにも役に立つと気がついただければ、難聴者の方々が社会に理解を得られるわけです。大きな声だけではなくて、書けば言葉は通じることに気がつく方が増えていくわけです。ところが、「要約筆記って何？」と言われる場面もやはり多くあります。そこで、県の職員の皆さんにお願いしたいのは、研修などにぜひ手書き要約筆記、またはパソコン要約筆記を体験していただきたい。そうすれば聴覚障害や難聴についてより理解が深まると思いますし、また別の使い方の場面も生まれるかもしれません。そして、県と市町村の連絡会の時に要約筆記を紹介していただければ、市町村の担当者が自分のところの聴覚障害者の方々はどうなっているんだろうとか、難聴の方々は何人いるんだろうとか、あるいは要約筆記者はどうなっているんだろうと思いを馳せることも可能です。もしその何分の1でも実行に移されれば、高知市以外の地域で聞こえないことでひっそり暮らしている方が地域の普通の生活ができる場に出てこられる機会があれば、明るくなり誰にでも優しい社会に一歩でも近づくのではないかと思います。また、県や公的な会が主催する、なるべく多くの会に手話ある

いは要約筆記を付けていただきたいと思います。

それともう一つお願いがあります。私たちが派遣に行く時にはパソコンとプロジェクタ、手書きはプロジェクタとOHC2台とその他諸々の機材を持って行きます。私たちにはそういう荷物があり、派遣の要請を受けた時に人員を確保するよりも、スクリーンが乗る大きさの車を手配するのに苦労する場面が多々あります。最近、サブスクリーンを用意してくれる会場がかなり増えてきましたが、会によっては「スクリーンを持って来てください。」と言われるところが少なくありません。なので、スクリーンを会場に準備してくださる配慮をしていただければ、大分楽になると思います。

三つ目のお願いは、聴覚障害者や難聴者がいる場合、あるいは要約筆記がつく場合、手話も同じだと思いますが、話すスピードを比較的ゆっくりしていただければ、私たちは情報をより近いものとして伝えることが可能です。どうぞご配慮よろしく申し上げます。

② NPO法人 高知県難聴者・中途失聴者協会

Bさん：「耳マーク」の普及と文字による情報保障の2点を提案します。難聴者・中途失聴者は見かけも普通で言葉も普通に話せますが、聞こえない苦痛や不便、不自由な思いが理解されず、偏見や誤解を受けやすい、人との関係の障害があると言われます。公共施設や病院などを利用する時に、受付でいつ自分が呼ばれるかと必死で窓口を見つめていなければならない、聞こえなければそのまま後回しになるし、また聞き間違っ返事をしたりして大変神経が疲れます。そして、受付をじろじろ見ていると変な誤解を受けることもあります。聞こえないことは周りに非常に神経を使います。例えば、健康診断で胃の検査をした時ですが、始めに「耳が聞こえませんか。」と断っておくと承諾してくれましたが、何度指示されても分かりませんでした。やはり、文字盤などで示してもらえたら一番いいと思います。そして時間がかかっていろいろと手間をかけ、後の人が待っていると思ったら非常に肩身の狭い思いをします。また、人前で大きな声で言われることがあり、恥ずかしい思いをします。そういうことで、難聴者のシンボルマークである「耳マーク」を普及して障害そのものの理解を求め、筆談や電光文字盤の設置、信号機や手招きなどによるコミュニケーションの支援環境を整え、難聴者・中途失聴者の社会参加をサポートして欲しいと思います。難聴者協会に入っている難聴者はほんの一握りです。ほとんどの人は影に隠れて出てこない。要約筆記を見た時にそういう人が文字でよく分かって、それを見て嬉しかったことがあります。

二番目として、文字による情報の保障をお願いしたいです。公的な催しや会合などに常に要約筆記での情報保障などがあれば、難聴者も普通に参加できると思います。また高齢者の中には難聴になっても障害者という意識が薄く、手帳の申請を嫌う人がいます。手帳がなくても要約筆記の申請を自由にできるようにしてもらいたいと思います。それから、難聴者の中でも手話のできるのは多くて20%前後です。この前の県の広報では手話だけでやっていましたが、多くの難聴者は分かりませんから、手話の通訳が出る場合は文字表示をして、同じ難聴者でも分かるようにしてもらいたいと思

います。

それから、中途失聴者は自分の安定した生活が壊れてしまい、新たに障害者として生きていく希望を持つまでにはなかなか苦しい時期があります。うつ病になったりする人もいますが、そういう場合に要約筆記に出会ったときに、希望を持って元気に社会参加していく意欲ができるわけです。難聴者にも要約筆記を知らない人が多いと思います。県は、要約筆記の存在が隠れた難聴者に分かるようにポスターを作って、市町村の見やすいところへ掲示して、病院に行く時には要約筆記が利用できるとPRをしてもらいたいと思います。

それから、中途失聴者・難聴者は聞き違いをします。健聴者社会に遠慮がありますから、聞こえた振りをしてごまかすわけです。そういうことが後でトラブルの原因になります。かつて買い物に行った時に人が急に動き出し、何事が起こったのかと思ったらタイムバーゲンでした。緊急事態があってもマイクだけで通知しても難聴者は分からないので、音声だけでなく文字で伝達する重要性も県は尊重していただきたいと思っています。

③ 財団法人 高知県身体障害者連合会

Cさん： 身体障害者は聴覚、あるいはろうあ者、視力、肢体、内部障害者と大きく分類できると思います。

今の情勢は、私どもが福祉策を語る会を望んでいるのに、福祉策がどういう方向で進んでいるのか非常に分かりにくいです。私たちとしては、今は日本身体障害者団体連合会単独ではなく、日本の障害 12 団体が入っている全国組織の JDF 日本障害フォーラムでまとめて鳩山総理大臣宛に、「早く法の発動を始めて欲しい」とお願いの文書を提出しました。一つだけいいますと、「当事者参加の下に検討態勢を発足するため、1日も早く法的根拠に基づいて、障害者制度回復推進本部並びに推進委員会を設置して欲しい」ということを含めて3点の要望をしていますが、まだ返事がありません。各政党にお送りして、「ぜひ、具体的に進行して欲しい。」と進めています。問題を三つ提案します。

一番大きな問題は在宅就労です。身体障害者が外出をすることの大きな危険、リスクを負うことなく、在宅で仕事できることが非常に大事です。今一般企業からいろいろな注文をもらっているけど、やはり仕事量が少なく、お互いに分け合わないといけない。ネットで「それでは今回はあなたがしてください」、「あなたがしてください」と分け合っているという話も聞きます。できましたら、公的機関、県並びに市町村の団体からアウトソーシングしてどんどん発注していただきたい。そして、在宅就労を何とか形にして欲しい。私は厚労省に話をしたけれど、在宅就労を就労と考慮してくれないので非常に困っています。けれども、特に身体障害者関係においては在宅就労は非常に大きな問題であると考えて、重点的に検討していただきたいと思います。

それから二番目は、今県も盛んに努力をしている災害対策についてです。けれども、これは公助なんです。特に身体障害者にとってはいわゆる災害と共助は一体物であるという考え方で進んでいます。共助がなかったら公助は待てないだろうと。いわゆる

一番先が共助だということを私どもは念頭におき、それではどうやって解決したらいいだろうと検討しました。私はいの町ですので、いの町長さんと話しをしたら、「それはぜひやったらいい。」ということで、障害者の地域見守り台帳を作り、障害者団体に障害者一人ひとりを掘り出して名簿を提出してもらおう。そして大きな壁になるのが個人情報保護条例で、これを破るためにはやはり本人に納得して署名をしてもらう形で取り組んでいこうと。いの町の場合、障害者が全部で1600人くらいいます。約5年をかけてやっていき、一つの形ができれば、みんなが安心して、いわゆる個人情報は外に漏れないという形ができるのではないかと考えています。これは一つの実験例ですが、ぜひ個人情報をクリアできる形で、共助がうまくいける形を県でもご検討賜りたいと思います。

それと、高知県視力障害者の生活と権利を守る会からの要望で、災害時に各市町村に公的な避難場所はあるけど、誰もが知っている避難場所がないからマップを作りたいです。この障害マップ、避難場所マップは、急いでやって欲しいと思います。

それともう一つ、法的にきちんと制約のある障害者用駐車場が全国でも非常に問題になっていて、障害者が安心していつでも利用できるような形にして欲しい。これは私の感覚かもしれませんが、駐車場が混んでいると、「あそこが空いている」と平気で入って行っている。平成18年に佐賀県が障害者のパーキングパーミットという条例を作り、障害者あるいは高齢者、妊婦さんが安心して使える形を県が推進しています。これによりモラルのアップを図っている。何とか創意工夫をして欲しい。県内大手スーパーさんは自社で「障害者以外は駄目です。」という利用券を出しています。これが県内で統一してできるとこれがある人はここへ置けるという全般的な認識ができてくると考えています。これをぜひ検討して欲しい。先月、いの町に新しく「あったかふれあいセンター」が全然事例のない形で開所しました。平均利用者が現在1日80名くらいで、いろいろな団体の予約も入っています。団体その他によってこのあったかふれあい事業が本当に生きた形を作っていく一つの基になりたいと頑張っています。

知事コメント

確かに要約筆記は難聴者の方、中途失聴者の方々にとってなくてはならない道具だと思いましたし、また、特に高齢・加齢に伴って段々難聴になってこられた方々にも本当に必要なことですし、そして、私どもにとっても便利ですね。これはいろいろな意味において普及させていくべき話だと実感をしました。私はよく講演をさせていただきます。例えば産業振興計画について説明をする機会が一番多いです。聞いておられる方は、経済のプロもいれば、そうでない方もいます。これがあればお互いに理解を深めやすいです。これができるだけ広がっていくように県として努力をします。要約筆記の派遣は市町村の事業だと思いますが、取り組みが進むようにもっと県が前に出た形で実施することはできないか考えていきたいと思っています。サブスクリーンの配置なども考えていきたいと思うところです。

それから「耳マーク」も絶対的に必要なことだと思いますので、広げていくようにしたいと思います。例えば銀行で「耳マーク」を全店舗に掲示し始めた所もあります。市町村にお

いても、県から窓口設置用の「耳マーク」を交付する取り組みを今進めています。基本的にこれは多くの事業所の皆様方のご理解がないとできないことです。県としても広報・啓発を徹底していきたいですし、皆様方と一緒に「これを設置すべきだ」といろいろな所へ訴えかける取り組みをさせていただきたいと思えます。

要約筆記を派遣する制度があることを、多くの皆さんに知っていただかないといけない。そのために市町村に、例えばポスターを作ってPRをすべきだというお話については、おっしゃるとおりだと思います。さらにテレビ、県の広報番組なども使って、より多くの人に知っていただくようにしたいと思いました。

それともう一つ、要約筆記の派遣事業の対象が聴覚障害のある方に限られているということですが、ユニバーサルデザインの観点から必要なものだと深く思いました。全国でもトップクラスで高齢化が進んでいる本県では必要なものですから、少しその対象が拡大できるような取り組みをしていかないといけないと思ったところです。

「高知県身体障害者連合会」のお話で、まず「あったかふれあいセンター」は本当に素晴らしい取り組みです。多くの市町村の皆さんから手を挙げていただき、本当に嬉しく思っています。これをどうやって県内に広げていくのか。地域の実情に合った「あったかふれあいセンター」である必要があるので、成功例をいろいろな方々にお伝えしていきたいと思っています。

障害者自立支援法改正の話、7月までで廃案になってしまって以降、具体的な動きが現段階で明らかになっているわけではありません。恐らく新政権も発足したばかりで明確な姿を示せないのだと思いますが、私どもとしても、今は国全体としての方向が見えにくい状況になっていると思います。ただ逆に言いますと、そういう状況ですから、「こういうふうに改善すべきじゃないか」と提言しやすい時期とも言えます。制度がガチガチに固まっている段階よりも、その前の段階の方がいい（のではない）かとも思えます。私どもは障害者自立支援法関係の政策提言もやってきましたが、これからもそういう取り組みを行っていききたいと思えます。

ご提案の関係でまず第一点、就労、仕事を増やしていく取り組みについては、おっしゃるとおりだと思います。先ほど私がこうしていると申しましたが、当然十分だと思っはけません。他方で民間の事業者の皆さんのご理解も得ないといけません、リーマンショック以降の非常に厳しい状況で、いかに公的発注を拡大できるかは大きなポイントだと思っています。（平成）20年3月には、例えば随意契約できる範囲が拡大されました。いわゆるサービスについても契約を結ぶことができるようになったりと、少しずつ拡大をしていますが、例えば県庁でも、できるだけ仕事を掘り起こしていく、また市町村にもその旨をお願いしていきたいと思っています。これには特効薬はないですが、逆にその分コツコツとやっていかなければならないと思っています。

経営コンサルタントの派遣は、大きな成果を上げている場合があるようです。これによって商品の作り方を変えたら売れるようになったということがあるそうです。ぜひ制度の利用も呼びかけていただければ幸いです。

災害対策について、個人情報保護法との関係は大きな問題だと思っています。はっきり申し上げて、本人の承諾があればできることです。また、目的がはっきりしていればいろいろ

な形で情報提供しても構わないはずですが、実際運用面においてはある意味、守りの対応がされて行きすぎていることがあると思います。実は去年の「対話と実行」座談会でもその点をあちこちで言われました。今年4月に「災害時要援護者にかかる個人情報の保護に関する指針」というガイドラインを定めました。市町村に対して、徹底して周知を図ろうと努力しているところです。

さらに、避難手順などをしっかりと定めておくことも重要だと思いますので、今年度中に「災害時要援護者避難支援プラン全体計画」を全市町村で作ってもらうように取り組みを進めています。この二つを組み合わせ、全市町村で取り組みを今後進めていかなければならないと考えています。

そして、マップのお話はおっしゃるとおりです。来週、「高知県南海地震対策行動計画」本部会議を開きます。その中でも、避難マニュアル、利用可能な施設の把握、障害者の皆様方が避難できる施設をしっかりと把握しておいて、あらかじめ利用できるようにしておく取り組みをしようとして計画に定めているところです。マップづくりは進めていきますが、「南海地震対策行動計画」はアクションプランで今年できたばかり、これから取り組みを始めます。危険な所に障害者施設があるような場合を県内で全部調べました。そういう取り組みを緊急対策として実施しましたが、避難所としてどういう地域が使えるかはこれからの取り組みだと思います。ただ、やるべきことは明確に自覚をしていますので、取り組みを進めていきたいと思っています。

パーキングパーミットのお話は、おっしゃるとおりだと思います。パーキングパーミットは佐賀県と徳島県がやっていますので負けてはいけません、高知県でもやりたいと思います。

④ 社会福祉法人 高知県知的障害者育成会

Dさん： 育成会から見た福祉サービスは、やはり障害の重たい人たちが家族の重たい（負担となる）支援の中で支えられて生活している現状がまだまだあると思います。

就労関係、グループホーム関係においては、県の指導もあり、今すぐく進んできていると感じます。その反面、知的障害の重たい人、発達障害の方、またそれが進んで行動障害に至った方たちの支援は、進捗があまり見られないと思います。私どもは入所施設も経営していますが、かなりの行動障害を示される方は、養護学校を中途退学し、私どもの施設を利用する方が現実にあります。重たい人はやはり医療と早期療育が非常に大事だと思います。療育の充実をぜひお願いしたいです。そのためにも、療育センターを中心に、各地域に児童デイとか専門性のある所を作っていただき、また困ったケースがあれば療育センターへ、またこっちへということの充実を図っていただきたいと思っています。現に、療育センターに行くのに郡部からはお子さんを連れてなかなか行けないという声もありますので、ぜひそういった部分の支援をお願いしたい。

それから、特に障害の重たい人が在宅で生活していくために、例えば養護学校の長期夏休み等に気楽に利用できる短期入所、日中一時支援をお願いしたいです。

地域福祉に対して私どもの施設としては、地域を変えるのは本人たち自身である、本人たちが地域生活をはじめ地域の人たちと触れ合うことにより、障害に関する理解

も深まっていくと考えています。平成2年度くらいからグループホームを11カ所つくり、彼らが町へ出ていって生活することにより、随分町は変わってきたと思います。やはり各地域、市町村での充実をお願いしたいと思います。相談支援は市町村の福祉担当者が兼務でやっていますので、大変ご多忙で障害者の意見がなかなか反映されないのが現実だと思います。また、それを受けてサービスを構築していく自立支援協議会の充実をお願いしたい。やはりこの二つがないと、地域で安心して安全な生活ができないと思います。そういう市町村事業の充実をぜひお願いしたいです。

最後に、福祉サービスについて、先だって中芸高校に養護学校の分校ができるお話がありました。県東部は福祉サービスがあまり充実していないから、せっかく養護学校ができて、その地域で生活ができないという状況もあると思います。中山間部を含めたきめ細かな福祉サービスを充実していき、地域で安心した暮らしができるような施策をお願いしたい。私どもも他の団体と協力してそういったものの構築に努めますので、ぜひ県としてもお力を貸していただきたいです。

⑤ 高知県精神障害者家族会連合会

Eさん： 私たち家族会も家族や当事者が地域で安心して暮らすことができる仕組みを作っていくことが大きな願いです。ただ、家族会の現状を考えてみますと、高齢化が進み、いろいろな事情があって、ここ5、6年の間に600位いた会員が300位まで減っており、何とか活性化しなければならないと願っています。県家連（高知県精神障害者家族会連合会の略）の取り組みとしては、家族会がその会員だけではなくて、地域で孤立し、福祉サービスに繋がっていない家族や当事者一人ひとりが支援される仕組みを作り上げていくことと考えています。その一つの策として、昨年度から家族相談リーダー養成研修会を実施しています。それには、やはり家族同士で手を差し伸べていこうという願いがあります。幡多地方で電話相談をしたところ、当事者の方から「僕のことも分かってくれる人がおるんじゃねえ。」という声も出てきましたので、これはずっと続けていかなければならないと思っています。障害者の相談制度を調べてみましたら、二障害（身体障害と知的障害）の方は福祉制度の中できちんと法律的な位置づけがあるようです。ところが、精神障害にはその位置づけがないので、私たちは家族や当事者が孤立することなく必要な情報を得て、日々相談ができるように相談支援と情報提供の指針を構築することを目的にして、家族相談に必要な知識や技能を身に付ける研修をしています。これから話し合いをしながらシステムを作り、電話相談とかを事業化していかなければならないと思います。ぜひこのシステムづくりに対して、県からの応援をお願いしたいと思います。

手帳サービスについては、特に交通機関に対して県とも協力してやってきましたが、一向に進展の様子もありません。県家連としては、「みんなねっと（全国版）」へ要望を出してあります。なお、県からも要請をしていただいて、何とか平等に使えるようにしていただきたい。

それからもう一つ、学校現場での知識の普及・啓発をお願いしたいです。精神疾患も早期発見・早期治療は大事なことです。早く発見して、早く治療しますと、完全に

はいかなくても早く治って安定した生活が送れる実態が出ていますので、教師や生徒、保護者に正しい精神疾患の知識を伝えることが必要になってくるわけです。学校教育の中でカリキュラムに取り入れて実施していただきたいと思います。

高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会

Fさん： 私どもは精神障害のある方の地域生活を支援をする場、大体 25 の事業所施設、事業所等の横の連携を取っている会です。今日はそういった事業や施設を利用している方との支援を通して、考えていることをお伝えしたいと思います。

30、40 歳になった精神障害の方から聞く話ですが、今から考えてみたら小学校の高学年とか中学 1 年の時に、友達と一緒に遊ぶのが何か困難で、何か違和感がいつもあった、休み時間に校庭に出ることができなくて廊下でずっと立っていた、あれがどうも前兆だったかなと、その当時は本人にも前兆だと分からないです。思春期の発症が多いですが、実際治療に掛かれるのが 20 歳前後だったり、25 歳以降だったりします。この方達ももっと早く、自分がちょっと変だな、何か違うと思った時に相談をしやすい窓口があれば、あるいは適切な治療に早く繋がれば、もっと皆さん違う人生があっただろうし、具合が悪い期間が短ければ短いほど、病気を発症した後の経過がいいというのは世界的に統計が出ています。私たち「さんかく広場」はできて 12 年目になります。働く場づくり、就労支援などをやっていますが、アフターケアから今後プライマリーケアに転換していく必要があるのではないかと実感しています。

ご存知のように、イギリスのブレア政権は 2001 年から精神病の早期予防・介入システムづくりに国を挙げて取り組んでいます。それで自殺を減少させているという数字が出ていますし、ロンドン地区では入院が減り、医療費も軽減されています。今や北欧、イギリスをはじめ、ドイツ、オランダ、アメリカ、韓国などでも、早期予防・介入に国として取り組もうとしています。統合失調症の早期支援についての教育番組で、小学校高学年で統合失調症の症状があった方が早めに継続した治療を受けることで、今は大学生活を送っているという実例がでていました。高知県でも今から早期予防支援に取り組んでいただきたいと思います。早期に相談や適切な治療を受ければご本人も家族も孤立せず、地域で安心した生活を送れますので、私ども福祉、療育の者も今後は教育と保健と医療とを福祉の支援で結んでいく取り組みをしていきたいと考えています。

保健所での乳幼児健診、スクールカウンセラー、大学には健康管理センターがありますし、発達障害の支援の機関も出てきました。それぞれの点を早期予防、早期支援という視点で繋いでいくことでネットワーク化できれば、まず一步踏み出せると思います。これは行政の支援がないとできないことですので、ぜひ一緒に取り組んでいただきたいです。

それから、若者向けの情報提供、広報活動にぜひ取り組んでいただきたい。オーストラリアでは、映画館の広告、予告編が始まる前に精神保健情報がスクリーンに映るとか、若者向けの FM 音楽番組に精神保健の情報がどんどん流れていくとか、敷居を低くしています。若い人向けの早めに相談ができるようなプログラムや相談窓口をゼ

ひ検討していただきたいです。

最後に、ぜひ知事にも「さんかく広場」の天然酵母パンをお買い求めいただき、「さんかく広場」に足を運んでいただければありがたいと思います。障害のある方達は自分たちも県に見守ってもらっている、期待されているんだと働く意欲も生まれてきますのでお願い申し上げます。

知事コメント

知事： 今、県全体では「日本一の健康長寿県づくり」という大きな目標を掲げて取り組みを進めています。できるだけ多くの皆さんが心身共に健康で、そして長生きができる世の中を目指したいと、産業振興と並ぶ大きな柱の一つとして掲げています。この「日本一の健康長寿県づくり」の取り組みについて、今ある施策をいろいろ組み合わせるだけではなくて、どういう取り組みをするべきなのか、新年度の予算編成に向けて勉強を進めているところです。

「高知県知的障害者育成会」からは療育センターを中心に児童デイサービスが周りを囲んでいくような体制、療育センターには郡部、中山間部からはなかなか来られない場合も多いというお話でした。やはり療育福祉センターは核だろうと思いますし、発達障害者支援センターの体制はさらに充実していかなければならないと思っています。それといろいろな支援方法を確立していくためにも、研究を充実強化することが必要だと思っています。他方で、そもそも支援方法が確立していないので、事業者の皆様方の参入が進まない側面もあるのではないかと考えています。ですから、県内のいろいろな所で支援の仕組みができるように支援方法の確立が必要ではないのかと思います。かといって、完全に確立するまで何もしないわけではありません。できる限り児童デイサービスの取り組みとも繋がり、広がっていくように努力をしたいと思えます。

市町村での相談支援事業の話は、進めなければいけないと思いますが、市町村の委託の財源となる例えば地方交付税が不足していることもあり、委託が進んでいないのが現実です。それで今、県としては複数の市町村が共同で委託を出し、これに対して県も補助金を出して進めていくとうまくいくのではないかと考えています。

それで、先ほどの中芸高校のお話、養護学校の分校については教育委員会で決めるものですので本来私がお答えするのは所管外になりますが、事実上予算編成の時には深く関わりますから、お話をさせていただきます。実は養護学校のあり方については、いろいろな皆様方のご意見を伺って、方針の大転換をしました。養護学校は集中化すべきというのが従来の考え方でした。でも、できるだけ通学できるようにということはおもっともだと、方針を大転換したつもりです。地域に分校を作る、かといって全部の市町村に分校を作るのは財政的に難しいので、多くの皆様にとって利用しやすい地域に分校を設置させていただこうと考え、東部地域には中芸高校での設置が最も望ましいと基本計画の中に提示させていただいて、11月4日からパブリックコメントを掲げさせていただいています。

Dさん： 中芸高校に分校ができることはいいことだと思います。しかし、卒業後地域で生活できる態勢を整えていただきたい。せっかく地域に分校ができたのに、地域で働く場所、就労がなければ、中央へ出ていかななくてはならない。地域福祉サービスの充実をお願いしたい。

地域福祉部長： 中芸地域、安芸から東には障害者サービスがない。そこへ今度、養護学校、教育の場ができるので私も絶対サービスが必要だと思っています。そこへ生徒さんが来ますから、卒業後の進路が必要です。今中芸では、広域で保健医療、福祉に取り組んでいますので、できるだけ早く障害者サービスを作っていきたいです。

知事： 「高知県精神障害者家族会連合会」のお話で、家族相談の機能を上げていくための研修制度をやるシステムづくりの必要性は、おっしゃる通りだと思います。家族会の皆様と障害保健福祉課で情報交換をさせていただいて、どういうやり方が一番いいかシステムづくりを一緒にさせていただきたいと思います。

それと精神障害者保健福祉手帳を所持される方と他の障害の皆様方との格差是正の問題で、交通機関での割引サービスの格差の問題は、事業者の理解も得なければならぬこともあります。継続して一緒に要望し続けなければならないと思います。

「高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会」がおっしゃった、プライマリーケアという観点からも教育の充実を図ることは重要だと思っています。教育委員会が従来からいろいろと取り組んでいますが、例えば触れ合い教育を小学校の時からやっているところもあるそうですので、そういう先進的な事例をどう広げていくのか、そこを前に進めないといけないと思います。そういう中で、できるだけ早く相談できるような若者向けの情報提供については、障害を持たれている方に対する理解が進む、偏見がなくなることもありますが、他方、そこで教育を受けていれば自分がもしその障害にかかるかもしれない時にすぐに相談できるのではないかと思います。映画館などでという工夫もあるでしょうし、教育の段階でしっかり伝えていくことが重要ではないかと思ったところです。教育長ともよく話しをしてみたいと思います。アフターケアからプライマリーケアにということは、なるほどと思いました。今障害で苦しんでおられる方もいらっしゃいますから、引き続きアフターケアもやらなければなりません。いかにプライマリーケアに重点を置けるか、先ほどの教育の取り組みもそうですが、全般的にそういう視点から考えていきたいと思います。先ほど各々に支援する点はあるけれど、プライマリーケアの視点で繋ぎ合わせていくことでより効果を発揮できるのではないかというお話がありました。もし具体的なアイデアを教えてください。今後の検討にあたって勉強をさせていただこうと思います。我々も当然考えますので、ぜひ教えていただければと思います。

最後、「さんかく広場」に行かせていただいて勉強させてください。

～ 休 憩 ～

(4) 意見交換

テーマ：障害者が地域で安心して生活していくために

Gさん： 高知の視覚障害者が長年望んできた県庁の点字試験、知事さんが就任されて間もなく、議会の決議を受けて実行していただいて私たちはとても嬉しく思っています。

私は視覚障害者ですが、盲学校で約40年教員をしています。それで、今視覚障害者がどういうことにととても悩んでいるかをお話させていただきます。まず、視覚障害者の働く場ができるように望んでいます。今回県庁の試験が実施され、市役所の試験も実施されたことは四国で初めてです。私は高知にいてとても誇らしく思います。

もう一つ、あんまマッサージの分野です。これは視覚障害者の中心的な仕事ですが、無資格の目の見える人がどんどん入ってきています。この取締りが他県ではどんどん行われているのに、高知ではまだ行われていないということで、多くの視覚障害者は大変不満に思っています。無資格の業者は視覚障害者の仕事を奪うだけではなく、骨折とかの健康被害も起こしています。そういう面でも取締りが早く行われることを私たちは望みます。

二つ目は、視覚障害者の安全な歩行という点です。障害者のガイドマップとして町の姿をきちんと地図にしてもらおう。私が調べてみたら県は優マップ、高知市も独自の障害者の地図を作って、ふれあい四国障害者ガイドマップの三つの地図が、2001年の段階でできています。これは点字もあるし、内容もとてもすばらしい。ただ8年でだいぶ様子が変わっているから、そういうものを網羅した地図、ガイドマップを作って欲しいです。

いろいろな福祉器具もできていて、例えばトイレだと川の流れてトイレを表す、高知駅では鳥の鳴き声で階段を示す、そういう音を加えたマップを作って欲しい。点字メニューのある店も前回きちんと入れられているので、こういうのも踏襲して、ぜひいいマップを作っていただきたいと思います。

それから、最近とても感じるのは、自転車乗りがとても横暴で歩道に乗り込んできている。とても乱暴で杖を折って逃げて行ったりとかいうケースが非常に多いです。歩道は歩行者を優先しないといけないのにそういう意識がほとんどなく、とても残念に思います。ぜひ自転車も歩行者もきちんと知識を持って歩いていくことを私は望んでいます。

知事： まず第一点目、点字の試験のことです。県庁で音声パソコンを目の前で見せていただきました。それでぜひ県庁でも点字の試験をということでやらせていただいて、いろいろな形でご活躍賜りたいと思ったところです。できるだけそういう方々の雇用にも繋げていけるように努力していきたいと思っています。またああいう機器の開発をもっと進めていかなければいけないと思っています。

あんまマッサージの件は、1回お話もさせていただきました。無資格の場合に立ち入り調査を実施して、実態を把握することが重要だと思います。違法とはっきりしているものについては、厳正な対応を取らなければいけません。しかし、国の方でもなかなか基準ははっきりさせられない、警察なども対応が難しい状況になってきていま

す。立ち入り調査をやるべきところはしっかりしていくことが、まず現実的な対応として抑止効果を働かせる対応策ではないかと思いますので、今後とも徹底的にやらなければいけないと思っています。

それからガイドマップ、バリアフリーマップは、ご指摘のとおり今あるものはかなり古くなっています。作成してから10年以上経過していますから、今年度中に新しいバリアフリーマップが完成する予定です。さらに来年度には点字版、拡大文字版のマップの作成をしたいと考えているところです。利用される皆様方のご意見を反映した形でのマップ作りをしていきたいと思っていますから、いろいろとご提言をいただきたいと思うところです。

それから最後に自転車が横暴だというお話、自転車に乗っている一人ひとりの理解を得ていかないといけません。例えば11月24日に街頭啓発活動をやる予定です。1年に1回だけ街頭啓発活動をやったからそれだけで解決する問題ではないと思いますが、他方非常に利用者の皆さんの多い話です。これはいろいろなメディアなども使いながら幅広く訴えて、地道な取り組みをしていかないといけないなと思っているところです。

Hさん：一つは養護学校の再編問題、いろいろな意見がまだまだあるので、それをもっと県民全体で大いに議論したいと思っています。そのことと関連して、実は阪神大震災の時にたくさん建物が崩壊しましたが、当時の障害児者施設と養護学校が安全に残っていました。単に学ぶ権利だけではなくて、防災の拠点としての特別支援学校は非常に大事だと思います。バリアフリーである障害児者学校を市町村が避難所に指定してくれると地域の障害者も安心してそこへ行けます。財政的に厳しいですが、そういう視点からも身近なところに特別支援学校配置をぜひ考えて欲しいと思います。肢体障害者の方が「地域の小中学校・高校をバリアフリーにして欲しい。」とよく言っていました。これは避難所ということもあるし、車イスの親が子どもの参観日に行っても授業参観できないです。そういう意味からも地域の防災拠点の小中学校、特別支援学校をバリアフリーにすることは、ぜひ耐震化と併せてお願いしたいと思っています。

ここからは産業振興計画関係で、各地域のアクションプランの中で、地域の作業所、事業所の工賃アップと地域の社会参加の視点で地域で障害者が豊かな暮らしができるというところをぜひ研究して欲しい。今高知の作業所の多くはティッシュペーパーを袋に入れたり、農産物の袋詰めと経済的にも底辺で高知の産業を支えているので、これを少しでも上げていただくことが工賃アップに繋がると思います。

知事：特別支援学校をどこに作っていくかの話については、皆様のご理解を得てやっていかないといけない話だと思っています。11月4日にパブリックコメントをかけたという話もありますが、一方、11月中に住民説明会を3カ所くらいで実施をさせていただく予定です。本当は教育委員会の話ですから私あまり断定してもいけないですが、実際はそうなる予定です。確かにバリアフリーである養護学校が避難所として指定されれば、地域の障害者の皆さんも避難所として利用できる、できるだけ地域に密着し

たところに作っていくべきだというご主張については、おっしゃるとおりだと思います。

先ほどDさんに申し上げましたが、養護学校はどちらかと言うと今までは集中主義でした。1カ所2カ所に固めて設置して対応してきましたが、いろいろなご意見をいただき、家から通えるようにという視点もある中で、今回初めて大転換で分散することで対応を図ろうとし始めたところです。多くの利用者にとって最大公約数的に便利などころはどこかを考えて、中芸高校が良いのではないかという案を今作らせていただいています。他方それでは足りないと感じられている部分があるのもまた確かです。最終的な位置・場所についてはよく話し合いをさせていただいて、決定したいと思います。

地域の小中学校をバリアフリー化すべきではないか、そうすれば障害者の皆様方も安心した避難所として使えるのではないかというお話は、確かにおっしゃるとおりです。今小中学校について全速力で進めているのは耐震化です。確かにバリアフリー化もおっしゃるとおりですので、予算の制約もありますができる限り進めていくように努力したいと思っています。

最後の産振計画と障害者の皆様方の施設との組み合わせをというお話、地域アクションプランとの連携、いろいろな形で地産外商・地産地消の売場の確保とか試し売りのチャンスであったり、ダイレクトに販路拡大のチャンスであったり、そういうものをたくさん作り出そうとしているところです。工賃倍増計画の中で産振計画との連携を考えてみます。

I さん：市町村の職員に対する教育・指導という点で一例を挙げてお願いしたいと思います。

自立支援法が始まった頃に障害程度区分の認定という作業がありましたが、これが市町村によって非常にバラつきが多く、公平が保たれていないような状況にありました。また高知市においても認定の作業をする人によって、ずいぶん結果が違うという状況で、例えば私が関係している作業所の職員だけでも、最初に「程度区分がこれです」という通知があったものを見て、「そんなはずがない」と再度判定をしてもらおうと1が4になったりという極端なことも現実にはありました。非常に不信感を抱くようなことがありました。政権が代わりましたが今後も自立支援法の関連でいろいろな政令や省令が出てくると思います。その辺を市町村職員に徹底をさせて、あまりバラつきがないように指導をお願いしたいと思います。

知事：これは本当に単なる指導ということを超えて、お互い理解をしっかりとっていくことが重要ですから、研修を通じてバラつきがないような取り組みを進めていかないとはいけません。研修の中で模擬認定をやり、結果についてお互い討議をして、統一感を持たせていくことを今までもやってきたようですが、この取り組みを今後も徹底するようにします。ただ一番の問題としては、障害程度区分自体が介護保険制度の要介護認定の仕組みを準用していることだと思います。だから障害者区分の認定そのもののあり方が、現行の障害者自立支援法のような問題のある形にならないように制

度づくりをしっかりとやらないといけないと思います。これは恐らく全国で声が上がっていることではないかと思いますが、引き続きよく見て言うべきことは言っていないといけないと思います。知事会でもそういう議論が出ており、全体として主張をしていかないといけないと思っていますところでは。

Cさん： 障害者程度区分のことですが、9月8日に県内で勉強会をしました。何点かの事例を設けて、県内の委員がばらばらに集まって、今の基準で検討して答えを合わせたら全部同じでした。だから認識はあまり変わらないということがあったので、私も非常に喜んでます。障害者程度区分というのは非常に大きな問題です。これをどうするのかについては随分見直しを検討しましたが、新しい政権で検討してもらえと思っています。

Jさん： 高知県自閉症協会です。自閉症は、障害の中でも後からやってきた障害です。私は小学校のこたばの教室におり、教育相談を受け持っていたら、そこへたくさんの子どもたちがやってきました。「あっちの病院、こっちの病院、耳鼻科にも精神科にも小児科にも行った、みんなの先生の言うことが違う。」と言われて言語を発する言葉の機能に問題があるのではないかという考えでやってきました。私は自分の娘が自閉症ですから、見てよく分かりました。「お宅の子どもさんにそっくりな子どもさんを持った方があちこちにいますが、集まって話をしてみませんか」ということで始まったのが今から38年前です。自閉症には全然基本的な教育体制がなかったです。とにかく大変なことは、どの子も全部同じ教育ができないことです。自閉症の子は普通に成長していると思ったら突然何段階も飛び上がる、それから長いことかかっても上がれないという傾向を持っています。そして飛び上がるところがみんな違う、長いことかかるところがまた全く違います。教育の方法も育て方もみんな違いますから、それを指導するのが大変です。そういう中で、自閉症の子を連れた大変な親が集まって、相談しあって、話し合っ、助け合っ、いこうと始まりました。その時に、当時の知事のところにいき、「判定を下して下さるだけでもいいから、そういう場所を作っ欲しい。」と直談判した翌年の3月に療育センターができました。それから後、自閉症の会やいろいろな会、四国ブロック会は毎年一回やっていますが、その会に県の方がおいでしてくれました。それから私たちは暗中模索でやりましたが、必ず県の支援がありました。会員が増え170名を越しています。高知市近辺の人が5年前に無認可作業所を立ち上げ、市が応援してくれて春野に農園を作りました。そしてそこからお茶を作ったり、だんだん畑を作り、去年の暮れにNPO法人を立ち上げました。今中心になっているのが50代の方で、一生懸命やってくれています。

それから困ったのは、私たちの時代には知能の低い人がほとんどでしたが、最近若い人たちが催す会合、講演会はだいたい高機能者の指導の仕方が中心であって、老年者の子どもはもうほとんどその会から引退したみたいな形になってしまっています。そうすると「親が死んだ後うちの子はどうなるんだろうか」と。その二つの問題がものすごく今せめぎ合っている状態です。指導者を育てて欲しいと思います。

知事： 引き続き療育センターを充実させていく、いろいろなノウハウを蓄積していく、それから指導者育成、サテライトの発達とかにも繋がっていくと思いますから、少し時間はかかるかもしれませんが、着実に歩みは進めていきたいと思っています。

それともう一つ、少し別の視点からの話になりますが、障害者自立支援法の見直しの中で、例えばいわゆる発達障害の関係のお話についても対象にしていこうという議論がされていました。初めて法の狭間に入っているところに法が被さってこようとしていて、いい傾向でしたが廃案になりました。しかし、新政権はそういうことにも対応していく方向を示しています。ただ具体的に今の段階では行動になっていないところです。これは我々従来より訴えてきた話でもあります。そういう形で全国的な法整備がされていくことも非常に大きな前進に繋がっていく話だと思います。そのところはぜひ実現していけるように県庁でも取り組みをしていきたいと思っています。

Kさん： 聴覚障害者協会です。先ほど難聴者協会からのお話にもありましたが、耳の不自由な人たちは、とにかく幅が広いです。コミュニケーション手段も手話がわからなければ要約筆記を見たりといろいろあります。手話通訳が必要な私たちは、高知県でいろいろなところへ行ってもきちんと手話でコミュニケーションしてもらえる安心できる場が絶対必要だと思いますし、手話通訳を置くとしたら、その通訳者の身分保障もきちんと仕事として費用も考えていかなければいけません。それから自立支援法の事業になってから手話通訳が頼みにくい状態が出ています。例えばレクリエーションは駄目ということです。本当にそのコミュニケーション手段を必要としている聴覚障害者のことをもっときちんと分かってもらいたい。「耳の聞こえない人がこのイベント、行事に参加するから通訳をつけてください」とお願いしてもつけないことが多いので、それぞれのイベントだけでなく、やはり公的な場所でもきちんとした通訳をつけるのが当たり前という状態にしてもらいたいと思います。県から市町村にもきちんと指導してもらいたいと思います。

知事： まず要約筆記は便利だという話をずっとさせていただきましたが、当然手話も重要です。今日の機会のように、手話と要約筆記が一緒にあることをできるだけ増していかなければいけないと思っています。市町村にはっきり伝えていくようにしていきます。

地域福祉部長：レクリエーションでも目的とか内容をきちんとお話すればできるはずですが、この手話の派遣事業はもともと県事業でやっていたので、市町村に移ってまだ十分対応できていない実情があります。ですから市町村に対してこの事業の内容とか派遣できることをお伝えしていき、もっと利用できるようにしていきますので、少し時間をください。またそういう事例があったら言っていただいたら、個別にお話をさせていただきます。

Aさん： 今後もしそういう事例があった場合には、相談によって改善措置も可能ということですか。

地域福祉部長： 可能だと思っています。ただ市町村事業ですので、市町村の財政負担が伴います。正直な話をしますと、市町村がなかなか対応できてないところがあります。だから制度の問題も含めて考えないといけないと思っています。

知事： 財政が厳しくてできないのならば、財政的にどういうことが県としてできるかを私たちが考えていきます。

Lさん： 「高知県重症心身障害児・者を守る会」です

私たちを守る会は、知的にも身体にも重複する重い障害を持っている子供たちの親です。土佐希望の家を母体に在宅、幡多希望の家の入所者の保護者で高知県内 170 名くらいの会員を持っています。「全国重症心身障害児・者を守る会」の高知県支部として2本立てで活動しています。例えば、新型インフルエンザの予防接種ですが、9月8日に厚労省に全国の方から「優先してほしい」と要望書を出しました。10月1日に基礎疾患を有する者に入って、11月から予防接種を受けれるようになりました。本当に親が活動しないと命が守れない重症児ばかりです。高知県支部としても頑張っ活動していきたいと思っています。

障害者自立支援法案が廃案になり、やはり今後のことを考えると不安でいっぱいです。重症児入所施設における児者一貫支援体制の継続について、重症児は医療的ケアとかいろいろな面で児者一貫で守られている部分がたくさんありますので、重症心身障害児の定義を法律に存続されるように強く希望しています。それから 24 名の在宅の会員もいますが、その通園事業の法定化も強く望んでいます。そして家庭介護人のレベルアップ、看護師さん、ケアにあたる療育員などの重症児に対するケアのカリキュラムをいろいろな教育現場で取り組んで欲しいと強く希望しています。

知事： 児者一貫支援体制の継続というお話、私たちも大切なことだと思っています。これは施設とかいろいろな方々のご意見も伺わないといけません、国に対して訴えていくべき話ではないかと思えます。多くの方が児者一貫支援体制でなければ、18 歳ということだけで単純に区分してしまっているのかというところが問題だと思います。そこは私たちも対応をしていかないといけないと思っています。

それから通園事業について言えば、例えば土佐希望の家が来年4月には1日当たりの利用定員が 15 人から 25 人に増加することにご理解をいただいているところです。そういう形で機会を増やしていきます。

(5) 閉会（知事あいさつ）

それでは皆様方、誠にありがとうございました。実際に活動しておられる皆様方のお話を率直にお伺いすると勉強になるなどと思った次第です。

先ほども申しあげましたが、「日本一の健康長寿県づくり」の施策、今までやってきた施策、新しくやろうとしてきた施策、そういう全体の政策ができているところですが、例えば「あったかふれあいセンター」を21年度にやった状況も踏まえながら、22年度の予算編成時にもう一度この「日本一の健康長寿県づくり」の政策全般を見直していきたいと考えているところです。本日いただきましたご意見は、今後の検討にあたりましての重要な材料とさせていただきますと思っています。また本日こういう形でやりますと申し上げたことは必ずやります。時間のかかるものもあるかもしれませんが、必ず前に踏み出していきます。